

2024 年日本政府年次報告
「国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第 144 号）」
（2021 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日）

1. 質問（a）について

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はなし。

2. 質問（b）について

（1）2021 年条約勧告適用専門家委員会のダイレトリクエストについて

（i）効果的な三者協議

条約第 5 条（1）（a）～（e）に挙げられた事項に関する協議の内容と結果については以下のとおり。

（a）について

報告期間中の国際労働総会（ILO 総会）の下記の議題について、いずれも ILO 懇談会の場での協議が時期的に難しかったことから、書面により協議を行い、提出された使用者団体及び労働者団体の意見を政府意見とともに ILO に提出した。

○第 111 回 ILO 総会の議題「見習制度」

使用者団体及び労働者団体の意見は別添 1 及び 2 のとおり。

○第 111 回 ILO 総会の議題「1 つの国際労働条約の廃止並びに 4 つの条約、1 つの議定書及び 18 の勧告の撤回」

使用者団体及び労働者団体から意見は提出されなかった。

○第 111 回 ILO 総会の議題「ILO の労働における基本的原則及び権利の枠組みに安全で健康的な作業環境が含まれることに伴う 15 の国際労働基準の部分的改正に関する条約及び勧告案」

労働者団体の意見は別添 3 のとおり。使用者団体から意見は提出されなかった。

○第 112 回 ILO 総会の議題「生物学的な危険に対する保護」

使用者団体及び労働者団体の意見は別添 4 及び 5 のとおり。

○第 112 回 ILO 総会の議題「4 つの国際労働条約の廃止」

使用者団体の意見は別添 6 のとおり。労働者団体から意見は提出されなかった。

（b）について

第 111 回 ILO 総会で採択された、安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに伴う補充的な基準の改正に関する条約（第 191 号条約）、安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに伴う補充的な基準の改正

に関する勧告（第207号勧告）及び質の高い見習制度に関する勧告（第208号勧告）に係る権限ある機関への提出については、ILO 懇談会での協議が時期的に難しかったことから、書面により協議を行った。使用者団体からの意見は別添7のとおりであり、労働者団体からは意見は提出されなかった。

（c）について

報告期間中に開催した ILO 懇談会において、対象条約の選定について労使代表の同意を得た上で協議を行った。対象条約及び議事要旨は下記のとおり。

○2021 年 8 月

第 111 号条約及び第 155 号条約

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194067_00007.html

○2022 年 4 月

第 155 号条約及び第 183 号条約

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194067_00008.html

○2023 年 5 月

第 111 号条約及び第 155 号条約

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194067_00011.html

○2024 年 4 月

第 155 号条約及び第 190 号条約

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/42075.html>

（d）について

報告期間中の各年の政府報告書について、労使団体に送付し、その意見を聞くとともに、ILO への提出前に開催する ILO 懇談会においても協議を行った。労使の意見は政府報告書に添付して ILO に提出している。各年の報告対象条約と ILO 懇談会の議事要旨は下記のとおり。

○2021 年

第 81 号条約、第 87 号条約、第 98 号条約、第 144 号条約

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194067_00007.html

○2022 年

第 29 号条約、第 138 号条約、第 182 号条約

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194067_00010.html

○2023 年

第 87 号条約、第 88 号条約、第 100 号条約、第 122 号条約、第 142 号条約、第 159 号条約、第 181 号条約

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194067_00012.html

(e) について

協議すべき事項はなかった。

(ii) 第 105 号条約の批准に関する進展

第 105 号条約については、2022 年 7 月 19 日に批准書を寄託し、2023 年 7 月 19 日から我が国について効力が発生している。

(iii) 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行下での三者協議

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、2020 年及び 2021 年は ILO 懇談会の開催時期を変更したが、ビデオ会議も活用して継続的な社会対話を実施した。2022 年以降は従前の開催時期・形式で実施している。

(iv) その他の指摘事項について

○第111号条約批准に向けた取組

(i) (c) に記載のとおり、2021年及び2023年のILO懇談会において、第111号条約に関する三者協議を実施している。

○三者協議の手続き及び協議制度について

ILO懇談会には、最も代表的な使用者団体及び労働者団体が参加し、当該労使団体が自由に選んだ代表者が出席しており、条約の要請を満たしている。

3. 質問 (c) について

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はなし。

4. 質問 (d) について

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。【P】

5. 質問 (e) について

(1) 2021年8月31日全国労働組合総連合会（全労連）からの意見書について

質問(b)(vi)で回答したとおり、ILO懇談会には、最も代表的な使用者団体及び労働者団体が参加し、当該労使団体が自由に選んだ代表者が出席しており、条約の要請を満たしている。

2022 年 11 月 2 日

厚生労働省

総括審議官（国際担当）

富田 望 殿

一般社団法人 日本経済団体連合会

労働法制本部長 鈴木 重也

2023 年 ILO 総会議題「アプレンティスシップ」に関する意見

先般、頂戴しました 2023 年 ILO 総会議題である「アプレンティスシップ」の
勧告案を記載した報告書に対する日本政府意見につき、内容を検討致しました
結果、別紙の通り、意見を付することといたします。

以 上

◆<意見>

わが国ではアプレンティスシップによる技能者の養成は行われておらず、また雇用情勢の特徴を踏まえ、現状では政策上必要ないを考える、とする日本政府の現状認識については、経団連も同様の認識である。

また、アプレンティスシップを含む人材開発政策の在り方は国によってさまざまであるため、各国が国内情勢に応じた措置を講ずることができるような柔軟な内容にすべき、とする日本政府の意見に賛同する。

以 上

アプレンティスシップ(見習い研修制度)に関する 勧告案の変更に対するILOへの連合の意見

2022 年 11 月 1 日
日本労働組合総連合会(連合)

<勧告の範囲>

【ILO 事務局提案(以下同様)】

16.「enterprise」という用語は、本勧告案全体を通じて、見習い研修生が実地訓練に従事する個人もしくは組織を示すために使用されている。委員会の議論と結論のポイント 5 における勧告の意図する範囲に関する広範な記述の両方から、非営利団体を含む公共部門と民間部門の両方でアプレンティスシップを行うことができることは明らかである。しかし、「enterprise」という概念が政府省庁を含む公的行政機関を包含するほど広いかどうかについては、議論の中で不明確な点があった。そのため、結論のポイント 20 に、「enterprise または public authority」によってアプレンティスシップ契約が締結されるとの文言が挿入された。事務局は、勧告案の第 17 項において、「public authority」を「public institution」に変更することを提案する。

【連合意見(以下同様)】

我々は、本文中で「public authority or institution」に言及することで、完全な明瞭性が達成され则认为している。

<勧告の規定>

<前文>

19.事務局は、結論の 3(a)～(i)を盛り込んだ標準的な前文を定めているが、以下の変更を提案する。

- 前文第 3 段落において、結論のポイント 3(a)の独立した文章を前文と統合し、読みやすさを向上させた。

同意する。

- 前文 5 段落目の「can lead to decent work」という表現は、「can lead to further opportunities for decent work」と変更された。これはアプレンティスシップがディーセント・ワークの前段階であり、それ自体がディーセント・ワークを伴わない可能性があるという誤解を避けるためである。

同意する。

- 前文 8 段落の「Emphasizing」は、繰り返しを避けるため、「Underlining」に変更された。

同意する。

20. 事務局は、「仕事の未来のための ILO100 周年宣言」が「完全で、生産的で、自由に選択された雇用と万人のためのディーセント・ワーク」という用語を使用していることに留意

している。したがって、事務局は、前文第 3 パラグラフの「ディーセント・ワーク」の後に「すべての人のための」という言葉を挿入すべきかどうかについて加盟国のコメントを求める。

挿入に同意する。

21. 事務局は、質の高い教育の重要性に関する前文部分第 4 段落と第 8 段落に重複があることに留意した。そこで、事務局は、この 2 つのパラグラフを統合すべきかどうかについて加盟国のコメントを求める。

統合に同意する。

22. 事務局は、1964 年の雇用政策条約(第 122 号)に沿って、第 9 条前段落の「職務」という語を「雇用」に置き換えるべきかどうかについて、加盟国の意見を求める。

同意する。

< I. 定義、範囲および実施 >

23. パラグラフ 1(総会結論文書のポイント 4)に関連して、「アプレンティスシップの定義」に関する議論において、一部の委員から、多くの国において、アプレンティスシップを通じて技能を習得することを望む若者が、職業教育訓練機関の入学資格を満たすことができないとの指摘がなされた。こうした若者の多くは、インフォーマル経済におけるアプレンティスシップを通じて、経験豊富な実践者(通常は職人の親方)と肩を並べて学びながら、熟練を要する職業や工芸に関する技能を習得している。このような伝統的または非公式なアプレンティスシップは、通常インフォーマル経済の零細企業や小規模企業で行われ、off-the-Job 学習の要素がない。そのため、多くの政府から提案されている定義では、職業教育訓練機関を利用できない見習い研修生が除外される可能性があるとの指摘がなされた。

24. 第 2 パラグラフの勧告案の範囲が「全ての企業および経済活動部門におけるアプレンティスシップ」に適用されることを踏まえ、事務局はインフォーマル経済におけるアプレンティスシップを含むすべてのアプレンティスシップを包摂するために「アプレンティスシップ」の定義を拡大することを加盟国で検討するよう提案する。

アプレンティスシップとトレーニーシップ(研修生制度)の当初の定義を読めば、両者の差別化要因は off-the-job トレーニングの提供であることが理解できる。この不十分な用語の定義は有権者に混乱をもたらし、最終的には一部の政府がこの制度にトレーニーシップを含めることに反対する一因となった。現在、事務局は、アプレンティスシップの定義から「off-the-job training」を削除することを提案している。我々は、初年度の議論において、労働者団体、使用者団体およびいくつかの政府によって、off-the-job training が不可欠であると理解されてきたと主張する。これは複雑な問題であるため、現段階では定義を変更すべきではなく、ILCにおいて構成員が自らの主張と定義に対する代替表現の可能性を説明する機会を与えるべきであると強く考えている。

25.(d)項において、事務局は、事前学習の認定に関わるプロセスの一部をカウンセラーや事務職員など、査定者以外の職員によって実施されることに留意している。したがって、「有資格査定者」の代わりに「有資格専門家」などの別の用語を使用すべきかどうかについて、

加盟国からのコメントを求めている。

有資格査定者は確かに有資格の専門家であるが、その逆が常に正しいという必要はない。査定者とは、(a)資格を評価・採点し、学習におけるギャップを特定するスキルを持ち、(b)適切な評価方法を習得している人である。私たちは、この用語に変更はないはずだと考えている。各国の慣行は厳しかったり緩かったりするだろうが、ILO 勧告は高い基準を設定するはずである。

< II. 質の高いアプレンティスシップのための規制的枠組み >

27. パラグラフ 5 は、結論のポイント 8 を再掲したものである。事務局は提案された意欲的な基準を満たすことを目的として、インフォーマル経済におけるものを含む、より高い水準のアプレンティスシップの漸進的な達成に関わる要素に言及することの重要性に留意している。そこで事務局は、パラグラフ 5 の最後に「and take measures to support all apprenticeships, including those in the informal economy」を追加することについて加盟国からコメントを求める。

追加に同意する。

29. 第 2 次討議の委員会では、「occupation」の前に「skilled trade or」を追加する修正案が承認された。しかし事務局は、国際労働基準で使用されている職業の概念が、あらゆる形態の熟練労働を包含するのに十分広いものであることに留意する。条約および勧告適用専門家委員会が示したように、「『職業』という用語は、個人が属する経済活動の部門やその職業的地位に関係なく、その個人が行う取引、職業または仕事の種類を意味すると理解される」。また、本項で「skilled trade or occupation」という用語を使用しているため、1 項(a)の「アプレンティスシップ」の定義で使用されている「職業」や 10 項の「職業別基準」と不整合を起こす可能性がある。そこで事務局は、「a skilled trade or occupation」を単に「an occupation」と読み替えることを提案し、この変更案について加盟国のコメントを求めている。

変更同意する。

30. 第 10 パラグラフは、結論のポイント 13 を引用している。(d)項では、「qualified staff」という用語が「qualified personnel」に変更され、時給労働者と給与所得者の両方が含まれることが明確になっている。(j)項において、「supportive services」という用語が、より一般的に使用される「support services」に変更された。委員会の議論と一致して、この点で提供されるサービスの種類は、メンタリング、育児、交通、設備資金などを含むことができる。「support」という用語は、様々な国情を考慮し、意図的に広範なものとなっている。(n)項では、読みやすさを向上させるために、編集上の小さな変更がなされた。

変更同意する。

32. パラグラフ 12 は結論のポイント 15 を再掲しているが、読みやすさを向上させるため、「in relation to apprenticeships」を文末に移動する編集上の変更を加えている。

変更同意する。

33.パラグラフ 13 の「chapau(シャポー、条文の柱書)」は、結論のポイント 16 のシャポーを複製したものである。(c)項の「休日」という用語の使用は、公的または慣習的な休日とは異なり、1970 年の有給休暇条約(改正)(第 132 号)に基づく年次休日を指すことに留意されたい。結論のポイント 16 の(h)項は、見習い研修生が「有給の産休、父性休暇及び育児休暇」を利用できるべきであるとしている。事務局は、見習い研修生が出産休暇又は育児休暇の両方ではなく、どちらかの資格を有することに留意し、したがって、「有給の出産休暇又は育児休暇及び育児休暇を取得できる」と言い換えた。また他の休暇のすぐ後に来るように、(e)項と改名している。

変更同意する。

<Ⅲ. アプレンティスシップ契約>

35.パラグラフ 17 は、結論のポイント 20 を再掲したものである。前述のとおり、第 1 次討議において、委員会は政府省庁等の公的機関におけるアプレンティスシップを考慮し、結論のポイント 20 の「enterprise」の後に「or public authority」の語を追加する修正案を採択した。事務局は、この目的のために、「public authority」の代わりに「public institution」という用語を提案する。

我々は本文中で「public authority or institution」に言及すれば、完全な明確化が達成されると考えている。

36.パラグラフ 18 は結論のポイント 21 を再現している。(b)において、「労働時間」という用語は、1919 年の労働時間(産業)条約(No.1)を含む他の国際労働基準で用いられている用語であるため、「労働時間」に変更された。

変更同意する。

<Ⅳ. 質の高いアプレンティスシップにおける平等と多様性>

39.第 21 パラグラフにおいて、事務局は男女の平等と均衡がアプレンティスシップの全ての側面に適用されるべきであり、アプレンティスシップへのアクセスはその側面の一つに過ぎないことを強調するため、「アプレンティスシップへのアクセスにおいて」の前の「および」を「含む」に変更した。

変更同意する。

41.パラグラフ 23 は結論のポイント 26 を再現しているが、編集上の変更により、「wanting」を「seek」に置き換えている。

変更同意する。

<Ⅴ. 質の高いアプレンティスシップの促進>

44. 第 25 パラグラフは結論のポイント 28、29 を引用している。ILO の標準的な起草方法に従い、パラグラフ 25 のシャポー及び(d)項の「社会的パートナー」は、「代表的な使用者および労働者の組織」に置き換えられている。また、(d)項の「a labour market

information system」を「labour market information systems」に変更し、フランス語版、スペイン語版と整合させた。

変更同意する。

45.(h)項に関して、仲介者の役割について一部の委員から表明された懸念に応え、事務局は、「仲介者の参加を奨励する」を「仲介者の参加を促進する」に改めた。また、一貫性を持たせるため、「when appropriate」を「where appropriate」に改めた。

(h)については、「奨励する」を「促進する」ではなく、「許可する」に置き換えることを支持する。2 番目の変更案には同意する。

49.(b)には仲介業者への言及がある。利用可能な資源と制度的支援がしばしば不十分であるインフォーマル経済からの移行を促進するという文脈で、委員会は、団体の役割とインフォーマル経済、フォーマル経済の橋渡しをする可能性について検討した。これには職人の協会が含まれ、例えば共通の利用施設に訓練用具を保有することがある。委員会は、このような仲介者がこの役割を果たすために常に利用できるとは限らないという事実を反映し、「該当する場合」という言葉を挿入した。事務局はこの考え方をよりよく反映させるため、「適用可能な」という言葉を「適切な」に変更した。

変更案に同意する。

50.パラグラフ 27 では、インフォーマル経済からフォーマル経済への移行を促進することに言及し、この移行を支援するための措置が多数盛り込まれていることに留意する。しかし、結論のポイント 27 から事前学習の認識に関する明示的な言及が削除された後、勧告案の 24 項および 27 項では、インフォーマル経済の見習い労働者の能力を認識し、質の高いアプレンティスシップを含む正式な教育・訓練へのアクセスを促進する具体的な措置を提案していないのが現状である。事務局は、勧告案のパラグラフ 27 に事前学習の認識やブリッジング・コースなどの措置を含めることについて、加盟国からコメントを求める。

我々は以下の文言を提案する。

「ensure that all have access to procedures that assess and recognize prior learning, including when acquired in the informal economy(インフォーマル経済で習得した場合も含め、すべての人が事前学習を評価・認定する手続きにアクセスできることを確保する)」

51. また事務局は、以下のような新しい条項を含めることについて、加盟国からコメントを求めたい。「インフォーマル経済におけるアプレンティスシップが質の高いアプレンティスシップに収斂するよう、その改善を支援する。

我々は、この挿入について、より具体的な文言を提案する。

「Support the upgrading of working conditions, apprentice protections, and training quality in apprenticeships undertaken in the informal economy(インフォーマル経済で行われるアプレンティスシップにおける労働条件、見習い研修生の保護、訓練の質の向上を支援する)」

<VI. 質の高いアプレンティスシップのための国際・地域・国内協力>

53. パラグラフ 28(a)において、「domestic(国内)」という用語が「national」に変更さ

れ、標準的な起草方法と、「国内、地域、国際」に言及している(c)項と整合するようにされた。「national」という用語は、国外のレベルでの行動も含むことに留意されたい。(c)項では、冗長性を避けるため、「見習い資格」の前の「修了」の語を削除している。

変更に同意する。

<その他の検討事項>

54. 第 1 次討議において、本勧告の草案第 10、13、18 及び 22 パラグラフに「国内法に従って」という限定的な表現が挿入された。この文言は、特定の拘束力のある規定の効果を緩和するために条約で用いられることがあるが、拘束力のない勧告には適さないと思われる。提案されている勧告の規定は政策指針を提供するものであり、強制力のある法的義務を生じさせるものではないため、国内法に対する規範的な言及は冗長であり、混乱を生じさせる可能性がある。事務局は、結論案で提示された表現が「国内事情に配慮して」であり、この文書の拘束力のない性質を考慮すると、必要な柔軟性を与えつつ、より適切な表現であったことを想起する。また事務局は、この点をさらに明確にする必要があると考え、このため上記のパラグラフに「国内法に従って」という修飾的な表現を残すことが望ましいかどうか、加盟国からのコメントを求める。最後に事務局は、ILO 文書起草のためのマニュアルにしたがい、このような表現の使用は、その実施ではなく、規定の実質に言及する場合には、可能な限り制限されるべきであることを想起する。

変更に同意する。

「国内法に従って」という表現は、国家が ILO 文書を実施する手段は国内法であるという当たり前のことに言及しており不要である。ILO 勧告は本来拘束力を持たないものであり、その目的はより良い規制の枠組みや実践、この場合はアプレントイスシップのための行動を喚起することである。

国内法に言及することによって、ILO の文書が現行法に合致する場合にのみ適用されると主張するために、各国で使用される可能性がある。国内法への言及を維持することで、委員会はこの勧告が助言するように、より良いアプレントイスシップの実現に必要な立法・制度改革を弱体化させることになる。我々は、「国内事情」への言及も冗長であるとは考えるが、望ましいことであろう。我々にとって、これはレッドラインの問題である。

55. 勧告案の第 12 項に関して、「質の高いアプレントイスシップの促進及びすべてのアプレントイスシップの効果的な保護のための、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言(1998 年改正)の関連性」についての言及は、既に勧告案の前文に含まれていることを想起したい。したがって、「加盟国は、アプレントイスシップに関連して、労働における基本的原則及び権利を尊重し、促進し、実現するための措置をとるべきである」と勧告するだけのパラグラフ 12 は、ILO の労働における基本的原則及び権利の範囲と効果を不必要に軟化させられると思われる。したがって事務局は、拘束力のない文書の勧告的条項において、労働における基本的原則および権利の尊重・促進、実現に取り組むことの関連性・適切性について、加盟国からのコメントを求める。

変更に同意しない。我々は、見習い研修生の保護を規定するパラグラフ 13 の前に、これらの保護が ILO の労働における基本的原則および権利の尊重・促進、実現の義務の継続として付与されることを想起させるパラグラフを設けるべきであると考えている。

**ＩＬＯ事務局レポートⅧのＩＬＯの労働における基本的原則及び権利の枠組み
に安全で健康的な労働環境が含まれることに伴う１５の国際労働基準の部分的
改正に関する条約・勧告案及び決議案についての意見**

2023 年 3 月 30 日
日本労働組合総連合会

日本政府はいくつかの修正を求める見解を出しているが、連合としては、今回の提案文書は、第 110 回総会において「安全かつ健康的な労働環境」が ILO の基本的原則に含まれたことに付随して発生した技術的かつ形式的な性質の改正と理解しており、ILO 事務局の提案文書の内容に修正はない。

Keidanren's Comment on the Questionnaire concerning a proposed
instrument or instruments on biological hazards in the working
environment

In general, Keidanren supports the content of response by the Government of Japan and has no substantial disagreement.

Nevertheless, Keidanren basically consider it unnecessary to develop an international instrument this point in time, given that each nation has different laws and systems, responses and challenges in dealing with biological hazard differ significantly from country to country. Also, the nature of the theme of biological hazards has a highly technical aspect.

As pointed out by the Government of Japan, the ILO, working together with other specialized agencies such as the WHO, should focus on collecting, organizing, and analyzing information on biological hazards to provide member states with necessary information, including information on assessment on biological hazards.

In any case, the data on biological hazards in occupational health and safety is currently insufficient, and imposing extensive regulations in this context are unacceptable.

If an instrument is to be prepared, it should be a non-legally binding recommendation, as the Government of Japan has responded. The instrument should be flexible so that member states can take measures taking into account their actual situation.

▶ 作業環境における生物学的な危険(biological hazards)に関する単一又は複数の文書の提案に関する質問書

第 341 回会期(2021 年 3 月)において、理事会は、第 112 回及び第 113 回総会(2024 年及び 2025 年)の議題として、生物学的な危険(biological hazards)に対する労働安全衛生保護に関する項目(基準設定-二重議論)を設けることを決定しました。¹

理事会は、生物学的な危険(biological hazards)に関する基準の規制上のギャップを指摘した。COVID-19 のパンデミックの影響は、このギャップを埋めることの戦略的関連性を浮き彫りにした。生物学的な危険(biological hazards)による疾病の予防における国際的な政策の一貫性を促進することは、労働者の健康を促進し、感染リスクのある労働者を保護するだけでなく、国境を含む感染拡大の抑制、社会や経済が依存する主要サービスの維持、パンデミック時のビジネスの混乱防止に貢献する。

このアンケートの目的は、将来可能性のある 1 つまたは複数の文書の範囲および内容に関する加盟国の見解を求めることである。会議運営規則の第 45 条(1)に規定されているように、政府は、回答書をまとめる前に、最も代表的な使用者及び労働者の団体に相談し、その結果を反映させ、どの団体が相談したかを示すよう要請されている。このような協議は、1976 年の三者協議(国際労働基準)条約(No.144)を批准している加盟国の場合、義務付けられている。また、各国政府は、回答書を作成する際に、すべての関連部門間の協議を確保することの重要性についても留意されたい。受け取った回答は、国際労働事務所が会議のための報告書を作成することを可能にするはずである。確立された慣行に従って、最も代表的な使用者及び労働者の組織は、事務局に直接回答を送ることができる。回答は、2023 年 7 月 31 日までに事務局に到着する必要がある。回答者は、可能な限り、電子形式で質問票に記入し、以下の電子メールアドレスに電子的に回答書を提出することが推奨される。BIOLOGICALHAZARDS@ilo.org。回答者は、回答書をハードコピーで国際労働機関、労働行政、労働監督及び労働安全衛生部、ガバナンス及び三者構成部、Route des Morillons 4, 1211 Geneva, Switzerland に提出することも可能である。

¹ILO、第 341 回理事会議事録、para.50(b)。

本制度の適用範囲に関する一般的なコメント

感染症だけでなく、職場における生物学的な危険への曝露に関連するすべての健康への影響を、作業環境における生物学的な危険に関する新しいILO条約と、関連する勧告、規範、指針の適用範囲とすべきである。その規定はすべての労働者に適用されるべきである。

対策には、職場の生物学的な危険によって健康に影響を受ける人、または職場の生物学的なリスクに対処するための措置によって雇用に影響を受ける人の雇用保護を含めるべきである。

I. 国際文書の形式

1. 国際労働会議は、作業環境における生物学的な危険(biological hazards)に関する単一または複数の文書を採択すべきか？

☒ はい ☐ いいえ

コメント

2. もしそうなら、その文書はどのような形をとるべきか？

(a) 条約。

☐

(b) 勧告。

☐

(c) 条約及びそれを補足する勧告であって、2 つの別々の文書。

☒

(d) 拘束力のある条項と拘束力のない条項の両方からなる条約。²

☐

コメント

II. 前文

3. 単一または複数の文書は、以下のような前文を持つべきか？

(a) 最近、第 110 総会(2022 年)で、安全で健康的な作業環境が、労働における基本的原則および権利として認められたことを想起する。

☒

²このモデルは、2006 年の海上の労働に関する条約(MLC, 2006)で初めて採用された。2006 年海上労働条約の構成は、他の ILO 条約とは異なり、冒頭に置かれた広範な原則と義務を定めた条文と、強制的な基準と非強制的なガイドラインを含む規約の 3 部で構成されている。ILO の制度として、強制的な規定と非強制的な規定の両方を含むのは初めてのことである。詳細は、[2006 年 MLC に関するよくある質問](#)(特に A9、A10、A11、A12)を参照されたい。

- (b) COVID-19 のパンデミックで証明されたとおり、仕事の世界のすべての主体が協調して努力することによって、作業環境における生物学的な危険(biological hazards)に対する緊急時の備えと危険とリスクの予期を改善することの必要性を強調する。
- ☒
- (c) 作業環境における生物学的な危険(biological hazards)によって引き起こされる伝染病および非伝染病の予防において、国際的な政策の一貫性と協力を促進することの重要性を強調する。
- ☒
- (d) 1981 年の職業上の安全及び健康に関する条約(第 155 号)及び その 2002 年の議定書、1985 年の職業衛生機関条約(第 161 号)及び 2006 年の職業上の安全及び健康促進枠組条約(第 187 号)が作業環境における生物学的な危険(biological hazards)の適切な管理に対して特に関連性があることを認識する。
- ☒
- (e) 炭疽予防勧告(1919 年、第 3 号)を改訂し、特に科学的発展に照らして、作業環境における他の生物学的な危険(biological hazards)の規制に関する適用範囲のギャップを埋める必要性を強調する。
- ☒
- (f) 提案された単一または複数の文書が、作業環境における生物学的な危険(biological hazards)を包括的に取り扱う最初の国際文書となることに留意している。
- ☒
- (g) 他に考慮すべき点はあるか。その場合、具体的に記述されたい。
- ☒

コメント

(b)については、感染リスクだけでなく、関連するすべてのリスクを含むバイオハザードの「包括的管理」を支持する。

(c)については、その範囲を感染症よりも広くすべきであり、また生物学的危害の健康への影響が「疾病」だけでなく、傷害、中毒、窒息などを含むがこれに限定されないことを受け入れるべきであるという認識を支持する。

この制度は、その規定が従業員だけでなくすべての労働者に適用されることを明示すべきである。

III. 定義

4. 単一又は複数の文書に、「生物学的な危険(biological hazards)」という用語の定義として、次のようなものを含めるべきか？

「植物、動物又は人間に由来する可能性のある微生物、細胞その他の有機物質(遺伝子を組換えたものを含む。)であって、人の健康に害を及ぼすことができるもの。これには、バクテリア、ウィルス、寄生虫、真菌、プリオン、DNA 物質、体液その他の微生物とそれらにその関連のアレルゲンや毒素が含むが、これらに限定されない」³

☒ はい ☐ いいえ

コメント

³作業環境における生物学的危険に関する技術指針、生物学的危険に関する技術指針の三者間検証のための専門家会合で採択、ジュネーブ、2022 年 6 月 20～24 日、MEBH/2022/1、6 頁、目的及び範囲。

5. 「生物学的な危険(biological hazards)」という用語は、疾病の生物学的媒介・伝達物質を含むと考えるべきか？

☒ はい ☐ いいえ

コメント

この制度は包括的であるべきだが、関連する雇用保護も認識し、要求しなければならない。感染者は媒介者にも伝達者にもなりうるため、例えば、人権、プライバシー、雇用の保護が付随して必要となる。

6. 単一又は複数の文書で、その他の用語を定義する必要があるか。その場合、具体的に記述されたい。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

関連する義務、責任、権利を明確にしなければならない。また、リスクの排除を優先した管理の階層を採用する必要性についても、この制度は明確にすべきである。十分な情報に基づいた決定を下すのに十分なデータがない場合は、予防原則に従うべきである。包括的であれば、用語集があると便利である。

IV. 目的・範囲

7. 単一又は複数の文書は、生物学的な危険(biological hazards)に関する安全かつ健康的な作業環境の権利を尊重し、促進し、実現するための包括的かつ前向きな法的枠組みを提供することを目的とすることを規定すべきか？

☒ はい ☐ いいえ

コメント

8. すべての労働者とすべての経済活動に適用されるべきか？

☒ はい ☐ いいえ

コメント

9. 条約の形式をとる場合、加盟国は、関係する使用者及び労働者の代表組織と協議した上で、この条約の適用が実質的な性質の特別な問題を引き起こすと考えられる特定の経済活動の分野または限定された労働者のカテゴリーを、部分的または全体的にこの条約の範囲から除外できることを規定すべきか？

☐ はい ☒ いいえ

コメント

この制度は包括的でなければならない。また、新種の感染症など、新たな脅威が新たな緊急課題をもたらす可能性があることを認識し、役割、責任、義務、権利を明確にした体系的な対応が必要である。この制度の目的のひとつは、パンデミックや気候危機・変動に関連するリスクなど、新たな脅威を認識し、それに対応するためのシステムを提供することである。このようなリスクは、どこで、どのような状況で発生するかを特定することはできない。

10. この制度が条約の形式をとる場合、特定の経済活動の部門または限定された労働者のカテゴリーをその範囲から除外する可能性を利用する加盟国は、国際労働機関憲章第 22 条に基づく条約の適用に関する最初の報告において、このように除外された労働者の部門およびカテゴリーを列挙し、そのような除外の理由を述べ、除外された労働者に適切な保護を提供するためにとられた措置を説明し、その後の報告において、この制度をより幅広く適用するにあたって達成したあらゆる進歩を示すべきであると定めるべきか。

☐ はい ☒ いいえ

コメント

排除があってはならない。

11. 単一又は複数の文書の範囲に、他の要素を含めるべきか。その場合、具体的に記述されたい。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

労働安全衛生(OHS)はILOの労働における基本的原則及び権利である。文書の文言は、関連する権利と義務を反映し、尊重しなければならない。また、職場におけるあらゆる生物学的な危険がもたらすリスク、およびその後遺症を含む、関連する疾病、健康障害および傷害の広範な範囲を認識すべきである。リスクを判断するためのデータが不十分な場合は、予防原則を適用すべきである。

V. 一般規定

国家政策

12. 単一又は複数の文書は、各加盟国は、最も代表的な使用者及び労働者の団体と協議の上、作業環境における生物学的な危険(biological hazards)の防止及び保護に関する首尾一貫した包括的国家政策を策定し、実施し、定期的に見直すべきであると規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

これは重要なことであり、安全に関する基本条約のひとつである第187号条約が、ILO加盟国に「職業上の負傷、疾患及び死亡を予防するために職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進する」という要求をしていることを認識すべきである。

13. 国内政策の策定、実施、定期的な見直しに際し、加盟国は、1981年の職業上の安全及び健康に関する条約(第155号)及びその2002年の議定書、1985年の職業衛生機関条約(第161号)及び2006年の職業上の安全及び健康促進枠組条約(第187号)などの関連国際労働基準を考慮すべきと規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

これは重要であり、167号条約(建設)、176号条約(鉱業)、184号条約(農業)など、関連するすべてのセクターの安全条約も含めるべきである。また、「不断に改善する」ことを促進するという187号条約の要件も認識すべきである。

14. 適切な場合には、生物学的な危険(biological hazards)に関する国家政策が存在する場合、国家労働安全衛生政策に統合することを規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

予防・保護策

15. 単一又は複数の文書は、管轄当局が、使用者と労働者の最も代表的な組織と協議の上、労働安全衛生管理制度のアプローチに基づく予防及び保護要件を確立し、適切な科学的基準と確立した慣行に基づき、作業環境における生物学的な危険(biological hazards)への曝露に関するガイドラインと手順を開発すべきことを規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

協議は不可欠であり、ILO の安全に関する中核条約で義務づけられている。また、信頼できるリスク評価を行うのに十分な適切なデータが得られない場合には、予防原則を発動する必要性も認識しなければならない。

確立された慣行は、新しいリスクや新たなリスク、あるいは新たな状況下で経験される既知のリスク(例えば、気候変動がリスクのパターンやそれらに対処するために必要な措置に与える影響)に対処するには不適切であったり、不十分であったりする可能性がある。制度はこれを考慮しなければならない。予防の序列を適用すべきである。

16. 単一又は複数の文書は、作業環境における生物学的な危険(biological hazards)への曝露に関する情報が不十分な場合、管轄当局は、使用者及び労働者の最も代表的な組織と協議して、予防措置の策定を検討すべきであると規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

新規のリスクや新たなリスク、あるいは既知のリスクが新たな環境や状況で発生した場合、予防的アプローチが必要となる。この制度はまた、関連する雇用や労働者保護の問題があることを認識しなければならない。例えば、感染症発生後の職場の閉鎖は、雇用や所得に影響を及ぼすため、関連する保護が制度に明示されるべきである。妊娠中の労働者、その他既往症や障害を持つ労働者など、リスクが高いと考えられる個人または集団についても、性別、人種、その他の理由に基づく差別がないことを保証する必要性を認識し、雇用保護を与えるべきである。

17. 単一又は複数の文書は、管轄当局が、生物学的な危険(biological hazards)への曝露に関して、適切な場合、予防及び保護手段 に関する情報を利用できるようにすべきであると規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

これは中核条約に基づく要件である。情報が不十分な場合は、予防的アプローチが必要である。

18. 単一又は複数の文書は、管轄当局が、関連する公衆衛生及び職業衛生施策に関して、使用者、労働者及びその代表者に適切な支援を提供すべきことを規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

所轄官庁は、必要な指導(155 号条約第 10 条)、情報、支援を提供すべきである。

19. 単一又は複数の文書は、職業上の用途で生物学的物質を設計、製造、輸入、提供または移転する者が以下の事項を行うことを確実にするために、国内法および慣行に従い、化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)を考慮して、施策を行うべきであることを規定すべきか。

- (a) そのような物質は、合理的に実行可能な限りにおいて、それを正しく使用する人の安全と健康に危険を及ぼさないことを確かめる。

☒

- (b) そのような物質の正しい使用方法と危険な特性に関する情報を、安全及び健康データシートがある場合はその形を含めて、また既知の危険性を回避する方法に関する指示を含めて提供する。

☒

- (c) (a)及び(b)を遵守するために必要な科学的及び技術的な知識について、調査及び研究を実施し、又はその他の方法で後れを取らないようにする。

☒

- (d) 危険物の輸送に関する国際的な要求事項に適合している。



コメント

化学物質に関する基準であるGHSを生物学的な危険に適用することには疑問がある。しかし、潜在的な関連リスクを検討し、対処する義務は、生物学的物質または生物学的リスクを提示する物質を設計、製造、輸入、提供、または移転する者に適用されるべきである。(a)と(b)については、その義務は「利用者」に限定されるべきではなく、労働者、顧客、一般市民など、潜在的にリスクにさらされている他の人々にも適用されるべきである。また、その使用から生じるその他のリスクも考慮すべきである。使用とは明らかに関係のないその他の職業的リスクには、輸送や保管が含まれる。機器は、単なる使用とは対照的に、リスクが曝露から生じることを明確にすべきである。

(c)については、調査は権限のある公的機関によって実施または監督されるべきである。

緊急事態への備えと危険・リスクの予知

20. 単一または複数の文書は、国家政策には、国家衛生上の緊急事態に対する備えと効果的な管理、及び作業環境における新規又は新興の生物学的な危険(biological hazards)とリスクの予測を確保するための措置を含めるべきであると規定すべきか？

☒ はい ☐ いいえ

コメント

この制度は、義務と責任の所在を明確にし、国家当局、管轄当局、使用者の役割、労働者の権利を明示すべきである。また、緊急事態への備えやパンデミックへの備えに関する明確な要件を盛り込むべきである。

21. 単一または複数の文書は、そのような措置は、以下を含むべきであると規定すべきか？

(a) そのような緊急事態の管理に関する規制の準備または更新。



(b) 早期警告システムの構築。



(c) 生物因子のパンデミックや疫病の発生に備え、職場や作業環境において講じるべき対策の確立。



(d) 公衆衛生当局との連携や情報提供の仕組みの構築。



(e) 国内のおよび国際的な共同研究。



(f) 適切な緊急時の人的資源の提供。



(g) 医療施設やエッセンシャルサービスの効果的な運用。



(h) 物質的な準備。



(i) 公衆衛生、水質・廃棄物、職業衛生、獣医衛生の関連当局やその他のパートナーとの協力体制。



- (j) 公衆衛生における迅速な対応システムと、専門家のアドバイスをリアルタイムに伝達し、感染症の発生に備え、管理すること。



- (k) 臨床または実験室ベースの監視に支えられた、潜在的な生物学的な危険 (biological hazards) に関する職業衛生サービス提供者の研修。



コメント

(a)については、私たちは緊急事態の広範な定義を支持する。

(c)については、使用者、労働者、彼らの組織と協議すべきである。

(f)については、人的資源の提供に関する文言が不明瞭である。何のために、誰が、どのような資源を提供するのか。必要な設備やスタッフを含め、適切な訓練を受けた有資格の専門家や緊急対応能力を確保するための計画が必要である。

(g)については、医療施設と必要不可欠なサービスの効果的な運営は、ILOが定義する労働者の基本的権利を尊重しなければならないという要件である。

(k)については、使用者、労働者、労働者団体に対する支援も必要である。

このセクションは、単なる広範な公衆衛生的アプローチではなく、これらの措置と労働の世界との関連性を確立すべきである。政府および管轄当局の役割、使用者の義務、労働者およびその代表者の権利を明確にすべきである。雇用の過程で生じるリスクと、それに対処するために必要な措置を認識すべきである。

特定の部門や労働者グループに対する措置

22. 単一又は複数の文書は、加盟国は、最も代表的な使用者・労働者団体と協議の上、生物学的な危険 (biological hazards) にさらされることが多い部門、職業、作業形態に属する労働者のために、以下のような特定の措置および指針を策定すべきであることを規定すべきか。

- (a) 医療機関や研究所の労働者。



- (b) 農業従事者(畜産、野菜、穀物部門を含む)。



- (c) 廃棄物部門の労働者。



- (d) 清掃員、メンテナンス作業員。



- (e) 人道支援労働者。



- (f) プラットフォームワーカー。



- (g) 非正規社員。



- (h) インフォーマル経済で働く人々。



- (i) 移民労働者。



コメント

このセクションは、指定された分野の優先順位が高いか、リスクが高いことを示唆しており、懸念される。最優先事項は、本制度の規定がすべての部門のすべての労働者に適用されることを明確にすることである。

このリストには、社会的ケア部門、教育、運輸、建設、接客業、舞台芸術、スポーツ・レジャーなど、リスクの高い部門がいくつか含まれていない。また、すべての労働形態を対象とすべきである。

23. 単一又は複数の文書は、加盟国は、妊娠中および授乳中の女性、若年労働者、高齢労働者、障害のある労働者、および免疫抑制された労働者を含む感染症やアレルギーに対して医学的に罹患しやすい労働者など、特定のグループのニーズに対応する指針を作成すべきことを規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

リスクのあるグループに対する保護は必要だが、これは健康／障害、性別、人種を理由とする差別的行為を防止するための雇用やプライバシーの保護と関連していなければならない。排除ではなく融和に重点を置くべきであり、影響を受ける労働者が不利益を被るようなことがあってはならない。

24. 他のセクターや労働者グループについても言及すべきか。その場合、具体的に記述されたい。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

Q22 へのコメント参照。

25. 単一または複数の文書は、具体的な措置や指針を策定する際、加盟国は、生物学的な危険 (biological hazards) の管理に関して国際労働機関や他の国際機関が開発した、利用可能で国際的に合意された技術的・実践的指針を十分に考慮すべきであると規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

「その他の国際機関」は漠然としすぎており、受け入れられない。規範的措置に代わるソフトな措置として好まれる民間基準や認証制度とは対照的に、ILO の制度に焦点を当てるべきである。

職業衛生および職業衛生サービス

26. 単一または複数の文書は、作業環境における生物学的な危険 (biological hazards) に関する予防措置及び保護措置を講じるにあたり、加盟国は以下の事項を行うべきであると規定すべきか？

- (a) 職業衛生を推進する必要性を十分に考慮する。



- (b) 1985 年の職業衛生機関条約 (第 161 号) 及び勧告 (第 171 号) に沿って、経済活動のすべての部門、すべての事業におけるすべての労働者に職業衛生サービスを漸進的に拡大する。



- (c) 労働者への職業衛生サービスの提供のために、国の保健・労働インフラ、専門知識および資源の調整と効率的な利用を確保する。

☒

コメント

(a)については、「労働安全衛生」を促進すべきである。

労働災害・疾病のデータ収集、記録、通知

27. 単一又は複数の文書は、権威ある機関は、国の状況に照らして、また、最も代表的な使用者及び労働者の団体と協議して、以下の手続を確立し、実施し、定期的に見直すべきであると規定すべきか。

(a) 作業環境における生物学的な危険(biological hazards)によって引き起こされる職業病及び災害、並びに必要に応じて危険な事件の、報告、記録、通知及び調査。

☒

(b) 作業環境における生物学的な危険(biological hazards)に起因する職業病及び労働災害、並びに必要に応じて危険な事件に関する年次統計の作成及び発表。

☒

(c) 作業環境における生物学的な危険(biological hazards)への曝露に起因する重大な労働災害、職業病又はその他の健康被害の事例に関する照会の実施。

☒

(d) 作業環境における生物学的な危険(biological hazards)への曝露に対処するために、国の労働安全衛生政策の下で取られた措置に関する情報の年次公表。

☒

コメント

その際、中核条約である 155 号条約とその議定書との関連性を明示すべきである。

28. 単一又は複数の文書は、加盟国が以下の事項を行うべきであると規定すべきか？

(a) 生物学的な危険(biological hazards)への曝露によって引き起こされる職業病を、自国の職業病リストに含める。

☒

(b) 最近の科学的発展に照らして、定期的リストを見直す。

☒

(c) 2002 年の職業病の一覧表勧告(No.194)を含む関連国際基準を考慮する。

☒

コメント

これらのシステムには、新しいもしくは新たに発生したリスクを認識するために、タイムリーにリストを更新できるような応答性が求められるべきである。

労働災害給付

29. 単一又は複数の文書は、作業環境における生物学的な危険(biological hazards)により負傷または機能不全に陥った、あるいは、そのような生物学的な危険(biological hazards)により引き起こされ、影響を受け、または悪化した病気または疾病にかかった労働者は、国内法および慣行に従って、労働災害給付または補償を受ける権利を有するべきであると規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

その際、業務災害給付に関する ILO121 号条約に明確に言及すべきである。

法規制の施行

30. 単一又は複数の文書は、加盟国は、適切かつ十分な検査制度と、該当する場合、遵守を確保するための他のメカニズムを通じて、作業環境における生物学的な危険 (biological hazards) に関する国内法の施行を確保すべきであると規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

検査、執行、遵守を確保するための措置は、中核条約である 155 号条約に基づく既存の要件であり、この条約に盛り込まれなければならない。

31. 単一又は複数の文書は、管轄当局は、労働基準監督官およびその他の管轄当局者が、適宜、作業環境における生物学的な危険 (biological hazards) に関する特定の研修を受けることを確保すべきであると規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

32. 単一又は複数の文書は、労働検査官は、その職務を遂行するにあたり、作業環境における生物学的な危険 (biological hazards) に関する効果的な労働安全衛生管理システムが整備されていることを義務づける国内法および規制への順守を評価すべきであると規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

これには、ILO 労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) への言及を含めるべきである。

33. 単一又は複数の文書は、作業環境における生物学的な危険 (biological hazards) に関する国内法および規制の違反に対し、加盟国は適切な罰則を適用すべきであると規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

VI. 使用者の義務・責任

一般的な業務と責任

34. 単一又は複数の文書は、使用者は、合理的に実行可能な限り、その管理下にある生物学的物質及び因子が健康へのリスクを伴わないことを保証するために、適切かつ必要な予防及び保護措置を講じるべきであることを規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

この制度は、使用者に対し、その管理下にある生物学的物質や薬剤が健康へのリスクを伴わないことを保証するために、適切かつ必要な予防的・保護的措置を講じるよう求めるべきである。

ただし、エボラ出血熱やその他の出血性疾患、天然痘、特定の病原性・発がん性曝露への曝露がある場合など、「合理的に実行可能」では十分でない場合もあり、リスクに対処するためのあらゆる実行可

能な措置が必要となることに留意すべきである。

35. 単一又は複数の文書は、作業環境における生物学的な危険(biological hazards)に関する使用者の義務および責任には、労働安全衛生管理制度のアプローチに基づき、国内および国際的に認められた文書、規範およびガイドライン、ならびに適切な場合には労働協約を十分に考慮し、以下の項目を含む予防および保護措置を含むべきであることを規定すべきか。
- (a) 労働者及びその代表者と協議の上で設計された、作業環境における生物学的な危険(biological hazards)を特定するための適切かつ十分な制度。
☒
 - (b) 生物学的な危険(biological hazards)から生じる労働者の安全と健康へのリスクについて、特定の部門と労働者グループを十分に考慮した評価を実施し、見直し、必要に応じて更新するための制度を持つという要件。
☒
 - (c) ILO の関連ガイドラインに規定されている管理の階層を十分に考慮し、作業環境における生物学的な危険(biological hazards)を除去するため、またはそれが不可能な場合は管理し最小化するために、すべての合理的かつ実地的な措置を講じるという要件。
☒
 - (d) 他の手段では管理できない生物学的な危険(biological hazards)が残存している場合、適切な個人用保護具の労働者への無償提供。
☒
 - (e) 個人用保護具の有効性と効率の定期的な見直し、作業環境と労働者の健康の定期的な監視、作業工程の適切で効果的な監督を手配する要件。
☒
 - (f) 作業環境における生物学的な危険(biological hazards)について、管理者、監督者、労働者、および労働者の安全衛生担当者に適切かつ定期的に情報、指示、および訓練を提供することを保証する要件。
☒
 - (g) すべての労働者が、リスクを伴う作業を開始する前、作業方法や材料が変更されたとき、新たなリスクが出現したとき、およびその後も必要に応じて定期的に、与えられた作業に伴う生物学的リスクと健康被害を防ぐための措置について適切に知らされるようにするために必要な手配を行う要件。
☒
 - (h) 労働安全衛生委員会または労働者代表と協力して、労働災害、疾病および危険な事件の調査を行い、すべての原因を特定し、同様の事件の再発を防止するために必要な措置を講じること。
☒

コメント

(d)について、生物学的危険に関する実施規範は、使用に関する訓練、メンテナンス、着脱のための有給時間、汚染除去のための訓練と準備、適切な保管など、PPE(個人用防護具)が必要とされる場合に不可欠な対策を含むよう、これを拡大している。155号条約第21条の規定は、より広範な範囲に及び、次のように記されている:「労働安全衛生対策は、労働者の出費を伴うものであってはならない。これには、B型肝炎やHIVなどに職業的にさらされる可能性がある場合の予防措置など、その他の保護も含まれる。

(f)については、研修は、可能であれば通常の労働時間中に、有給の労働時間において行われるべき

であり、労働組合は、有給の労働時間において労働者代表の関連研修を独自に実施する権利を有するべきである。

(h)については、インシデントレビューだけでなく、定期的なレビューも行い、傾向を把握すること。また、「危険な出来事」とはみなされないかもしれないが、リスクに関する貴重な情報を与える可能性のある「ヒヤリ・ハット」も含めるべきである。

生物学的ハザードに関連するリスクと関連する健康影響の包括的なリストが必要であり、これは関連勧告に含めることができ、感染症、非感染症、傷害、アレルギー、刺激、中毒のリスク、および窒息や爆発を含むすべての関連する物理的およびその他のリスクを含むべきである。

36. 単一又は複数の文書は、2以上の使用者が 1 つの事業場で同時に活動を行う場合、各使用者の労働者の安全衛生に対する責任を損なうことなく、生物学的な危険(biological hazards)の管理に関するものを含め、労働安全衛生及び作業環境に関する規定の適用について協力すべきであると規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

これには、元請企業の全体的な責任をより明確に明記する必要がある。また、「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」、国連グローバル・コンパクト(UNGP)、「OECD 多国籍企業行動指針」に沿って、関連するデュー・ディリジェンスとともに、サプライチェーン全体の責任を要求する制度も必要である。また、安全・労働基準を規定するための措置として、公契約における労働条項に関する ILO94 号条約の重要性についても言及すべきである。

緊急事態への備えと危険・リスクの予知

37. 単一又は複数の文書は、作業環境における生物学的な危険(biological hazards)に関する使用者の義務及び責任には、感染症の発生を含む作業環境における生物学的な危険(biological hazards)に関する健康上の緊急事態を効果的に管理するための備えを確保するための措置を取ることが含まれるべきであると規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

38. 単一又は複数の文書は、そのような職場の対策は以下のとおりであるべきだと規定すべきか。

(a) 公衆衛生への備えや対応計画と連携する。

☒

(b) 生物学的な危険(biological hazards)に関連する緊急事態の管理に関する職場規則の作成または更新を含む。

☒

(c) 化学的防除と自己診断の可能性を提供する。

☒

コメント

(c)について、本規定は、労働者が予防および曝露後治療を無償で受ける権利を認めるべきである。検査の範囲は自己検査に限定されるべきではなく、例えば、医療従事者が鋭利な刃物で負傷した場合など、労働者やその代表者と協議の上、使用者が提供する健康監視・検査を含めるべきである。ILO 労働者の健康サーベイランスのための技術・倫理ガイドラインを参照すべきである。

VII. 労働者とその代表者の権利と責任

39. 単一又は複数の文書は、国内条件と慣行に沿った形で、労働者が以下の権利を有することを規定すべきか？

(a) 作業環境において曝露される生物学的な危険(biological hazards)、適切な予防・保護措置とその適用について知らされている。



(b) 使用者または所轄官庁が実施する生物学的な危険(biological hazards)の特定およびリスクの評価について協議を受ける。



(c) 作業環境における生物学的な危険(biological hazards)を管理するために講じる措置について協議を受ける。



(d) 作業環境における生物学的な危険(biological hazards)から自分自身や他の労働者を保護するための予防策や保護策の実施に関与する。



(e) 事故、職業病、危険な事件の調査に参加する。



(f) 個人情報および医療情報の守秘義務に従って、生物学的な危険(biological hazards)を含む健康監視および健康診断に関する報告書を受け取る。



(g) 安全で健康的な作業環境を確保するために取られた措置や使用された手段が不適切であると考えられる場合、所轄官庁に訴える。



(h) 生物学的な危険(biological hazards)への曝露により、自分たちの安全と健康に差し迫った深刻な危険があると信じる妥当な理由があり、直属の上司と労働者の代表者に遅滞なく報告すべき場合、不当な結果を招くことなく労働状況から離脱する。



(i) 生物学的な危険(biological hazards)への曝露により、生命または健康に差し迫った深刻な危険がある作業状況であると信じるに足る妥当な根拠がある場合、作業を開始または継続する前に、完全な調査と是正措置を要求する。



(j) 生物学的な危険(biological hazards)への曝露による健康上の理由で、特定の業務での雇用継続が禁忌である場合、職業衛生サービスの助言のもと、そのような業務が利用可能で、そのような代替業務のための資格を有するか合理的に訓練できる場合は、代替業務に転換する。



(k) 作業環境における生物学的な危険(biological hazards)によって引き起こされ、影響を受け、または悪化した怪我、病気または疾病の場合、リハビリテーションを受ける。



コメント

これらの権利はILOの基本的権利であり、ILO155号条約に明記されている。この権利は、国内法で

は弱いものであっても、加盟国を拘束するものであることに留意すべきである。

(f)については、結果を匿名化することができるため、これらの調査結果はインシデントのパターンを見直し、予防の機会を特定するために使用することができる。

(i)については、代替労働は給与や年功序列、その他の不利益を伴うものであってはならない。

40. 単一又は複数の文書は、労働者の代表が、作業環境における生物学的な危険(biological hazards)への曝露に関連するあらゆる側面について使用者に照会し、協議を受ける権利、使用者が講じた措置に関する適切な情報を受け取り、適切な訓練を受ける権利を有することを規定すべきか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

41. 単一又は複数の文書は、国内条件と慣行に照らして、労働者が以下のような責任を負うことを規定すべきか？

(a) 自分自身と他人に対する生物学的な危険(biological hazards)の防止と保護に関する所定の労働安全衛生措置(この目的のために利用できる防護服、施設及び設備の適切な手入れと使用を含む)を、訓練及び使用者が提供する指示と手段に従って遵守する。

☒

(b) 自分または他人の安全や健康に生物学的な危険やリスクをもたらすと思われる労働条件があれば、直属の上司または安全衛生担当者に速やかに報告する。

☒

(c) 労働安全衛生管理制度のアプローチに従い、生物学的な危険(biological hazards)に対処する労働安全衛生対策を適切に特定し、実施するために使用者及び他の労働者と協力する。

☒

コメント

国内の条件や慣行は、ILO の基本的権利に合致し、ILO155 号条約で与えられている関連する権利や保護が伴う場合にのみ適用されるべきである。

VIII. 適用の方法

42. この文書は、条約の形式をとる場合、国内法および規制、ならびに労働協約または国内慣行と一致するその他の措置によって適用されうると規定すべきであるか。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

IX. その他の問題

43. 本アンケートで取り上げられていない点で、単一又は複数の文書の起草に際して考慮すべきことがあるか。ある場合は、具体的に記述されたい。

☒ はい ☐ いいえ

コメント

職場における生物学的危険への曝露に関連するすべての健康影響は、ILO 条約および関連する勧告、規範、ガイダンスなどの範囲内にあるべきである。本アンケートの冒頭では、感染リスクのみに焦点が当てられているが、条約は生物学的な職業上のリスクをすべてその範囲に含めなければならない。

2023 年 10 月 25 日

厚生労働省

総括審議官（国際担当）

富田 望 殿

一般社団法人 日本経済団体連合会

労働法制本部長 鈴木 重也

4つの国際労働条約（第 45、第 62 号、第 63 号、第 85 号）の廃止に関する

日本政府の調査回答に対する意見

先般、頂戴しました 4 つの国際労働条約の廃止に関する日本政府の調査回答につき、内容を検討致しました結果、別紙の通り、意見を付することといたします。

以 上

<別紙>

<意 見>

経団連は、4つの国際労働条約を廃止するという日本政府の回答内容を支持する。

以 上

2024 年 4 月 11 日

厚生労働省

総括審議官（国際担当）

富田 望 殿

一般社団法人 日本経済団体連合会
労働法制本部長 鈴木 重也安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに伴う補充的な
基準の改正に関する条約に関する国会報告に対する意見

日本政府の安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに
伴う補充的な基準の改正に関する条約に関する報告書案について、以下のとお
り意見を申しあげる。

- ・ 日本は、ILO 中核的労働基準に新たに追加された第 155 号条約を批准してい
ない。報告書の文末に『この条約の内容については、我が国の実情に照らし
て更なる検討を加えることとしたい』とあるが、中核的労働基準は加盟国に
対して批准に向けた努力が求められるものであることから、引き続き、でき
るだけ早期の批准に向けた検討を求める。

以 上